

# アメリカ軍政下の国家〔抑圧〕機構の形成過程

—警察機構の形成とその役割を中心に—(3 完)

A Study of U.S. Policy in Korea after World War II: Police System(3)

李 相 睦 Sang-mok, LEE

## 概 要

第二次世界大戦後、韓国〔朝鮮〕は、「民族解放」を迎えると同時に、現代韓国の国家形成に努める運びとなる。その際に現代韓国の場合、その国家形成の過程では、当時の「冷戦体制」の下で、特にアメリカの占領方針によって形作られる側面を強く持っている。それは、一般民衆の内在的な自主意思による自主的な国家形成・樹立ではなく、外在的な要因による国家形成を強いられたのを意味している。

本稿は、上記のような事実を念頭に置くと共に、現代韓国とその国家形成の過程で、行政体系の中の一官僚組織である当時の警察機構が果たしている政治機能を明確に解明するのを、その目的としている。その警察機構とは、旧朝鮮総督府の政治権力に積極的に協力して来ている行政官僚、言わば「親日派を中心とする警察組織」を指示している。従って、彼等の親日的な警察官僚が行なう政治行為は、その政治機能的な面で見れば、国家形成・樹立の政治過程に大きな成果を上げている。すなわち、以南地域における親米・反共・右派的な政府の樹立がそれである。かと言って、彼等の担う政治機能による成果なるものは、決して順風満帆な過程ではなく、紆余曲折を経ての生き残り策の結果物となっている。

本稿では、警察機構がその政治機能を遂行して行く政治過程の上で果たす様々な事象を実証的に検証して行く。その際に、先ずアメリカの占領政策や、それと絡む占領方針と、それに連なる国内の政治諸派との協力関係及び非友好的な相関関係の構図を解明する。そこで本稿は、一方で左派諸派とアメリカ側との軋轢関係や政治的な衝突の実像、その結果物として左派勢力の衰退を招く傍ら、他方で警察機構と協力関係を結んでいる右派勢力が政治権力を掌握して行く過程を描き出している。更に筆者の知見と見解を加え、軍政当局による従来の「総督府型」の警察機構の活用策を綿密に検討する。その際に、その統治体系・行政機構＝警察機構の組織原理、人的な充員の現状等を重点的に分析する技法をも採っている。

## キーワード

植民地支配 a colonial rule of Japanese imperialism

警察機構 Police System

「民族解放」 Korean Liberation

米国の占領政策 American occupation policy

米国の軍政支配 a rule of American Military Government

## 目 次

### 1 序論－問題の提起と従来の研究動向－

#### 1.1 問題の提起

#### 1.2 従来の研究動向

### 2 アメリカの占領政策と韓国〔朝鮮〕の政治状況

#### 2.1 アメリカ側の韓国〔朝鮮〕認識

#### 2.2 解放直後の政治諸派の政治動向

##### 2.2.1 李承晩一派と右派勢力

##### 2.2.2 「臨政」と金九勢力

2.2.3 呂運亨と中間左派

2.2.4 極左勢力と共産党 (以上、第1巻第2号)

3 日帝国主義時代の警察機構の再編とその強化

- 3.1 解放直後の日本側と呂運亨との政治交渉
- 3.2 「建同」・「建準」と警察機構との関係
- 3.3 米軍政下の警察組織とその人事方針
- 3.4 右派勢力と警察組織による政治機能
- 3.5 武力行使の主体としての警察組織
- 3.6 左派勢力の武力攻勢と警察組織の諸特徴

(以上、第2巻第1号)

4 国家形成の過程における警察機構の政治過程

- 4.1 警察機構と左翼諸派との軋轢関係
- 4.2 「九月総罷業」と抑圧機構との相関関係
- 4.3 警察機構の理念性向とその政治機能
- 4.4 警察機構の政治機能と単独政府の樹立
- 4.5 「五・一〇総選挙」と警察機構の機能

5 結論——評価と今後の課題—— (以上、本号)

4. 国家形成の過程における警察機構の政治機能

既述の如く、警察官僚は、最も緊密な依存関係を有する李承晩一派と右派の韓民党が国家権力を握る際に全面的に協力し、彼等が最終的な勝者になる処に貢献した。その上警察機構は、左翼諸派を排除するのみでなく、左翼諸派による「革命闘争」をも制圧する。その点は、右派勢力の国家権力を掌握するための政治闘争の過程で、自派勢力の戦力強化へと繋がっている。更に警察機構は、李承晩一派の主導する単独政府の樹立路線に対する反対闘争への阻止にも多く寄与する。すなわち警察機構は、その後の以南地域のみ「五・一〇」単独選挙の実施過程に積極的に介入した。以上を念頭に置くと共に、その結果、警察組織は李承晩一派・右派勢力が国家権力を掌握する際に如何なる政治機能を発揮するのか。更に又従来の警察官僚及び警察組織の存続は、その後以南のみ単独政府の樹立過程に如何なる影響を与えるのか。本章ではそれを中心に論を進める。

4.1 警察機構と左翼諸派との軋轢関係

上述の如く、解放直後、李承晩と韓民党を除く以南・以北における大部分の政治諸派は、「親日派」に対する処罰・追放を主要な政治路線として採択した。

その政治状況の中で親日出自の警察はそれに大変な脅威を覚える。それと共に彼等の警察組織は、「解放政局」の緊急課題が治安の確保である、との点を察知する。そこで彼等は、自らの政治使命と社会不安を煽る左翼諸派の排除に置き、自分達の位相確立を画策した。従って、警察機構は左翼諸派を当面の打倒対象と設定した。更に彼等は、左翼諸派の革命運動の阻止と弾圧を通して警察機構の存続意義を正当化する根拠に活用した。その一環として行なわれる軍政側と右派の連携による左翼諸派への弾圧は、究極的に左派の弱体化を招く。その反面に、それが右派の立場の強化へと繋がるのも、言わば「当然の帰結」である。以下では、その左翼諸派の弱体化へと連動する警察組織の政治機能を見て置こう。

先ず軍政側は、警察機構の動員を、「建準」・「人共」との緊密関係を結んでいる地方の人民委員会が接収・運営する行政体の組織解体を目的として設定している。従って、警察機構はその人民委員会を軍政傘下への隷属か解体かの処理過程で、以下の如く重要な政治機能を遂行した。「民族解放」後に、全国各地で自発的に組織される地方の人民委員会は、自派勢力を擁護して支援する政派の統制下に置かれる組織である。その際に、右派系の人民委員会が接収・管理する行政体の場合、その軍政の管理下への編入

は概ね順調に行なわれる運びとなる。その反面、左派系の人民委員会が接收・管理する行政体の場合、その殆どの人民委員会は、軍政傘下へと編入作業に強力に抵抗する事態を招いた。そこで左派系の人民委員会は、軍政側と右派勢力との全面的な後衛支援を獲得する警察機構によって、行政体の組織解体が強制的に行なわれる境遇に直面する 1)。

B. カミングスは、全国の人民委員会の力量に関する詳細なる分析を試みている。その際に彼は、「全韓国〔朝鮮〕の市・郡の折半を人民委員会が支配している。市・郡で支配的なのか否かとは無関係に、その組織は最も短期間に全国各地に作られた」 2) 組織である、と結論付ける。その自発組織の存亡は、米軍が各道に君臨する時期に影響される。何故かと言えば、その自発的な組織は米軍によって破壊される結末を迎えるためである。以南各地における米軍の占領は、重要な地域の政治状況を観察するために、米軍将校で構成される先遣隊が、九月一六日に釜山に着くと共に始まっている。その後漸次的に米軍の戦術部隊が以南の各地に進駐する。その大部分の占領地域での戦術部隊は、当時地方政府の活用が不可能な状況であるが故に、便宜上で人民委員会を認めている。一九四六年一月一四日の軍政確立と同時に、人民委員会への全面攻撃が始まっている 3)。

その左派系の行政体が直面する地方の自発組織の解体作業と並行して警察機構は左派の外郭組織である「治安隊」を解散に追い込む。それは、益々左翼諸派の弱体化へと繋がって行く。その状況は、以下の如く極左派の失態によって、更なる危機状況に直面する。一九四六年五月頃になると、共産党は党財政の多大な圧迫を受ける政治状況に追い込まれる。その状況の下で、共産党はその財政状況を打開するために奔走し、財政問題を解決する方策として党の宣伝活動費等を捻出した。その一方で共産党は、朝鮮精版社に保管の状態に置かれている偽装紙幣の原版を使用し、大量の偽造紙幣を発行する戦略等を模索する 4)。それは、言わば「朝鮮精版社偽幣事件」と呼ばれる大きな事件に発展した。その偽造紙幣の流通は、全国規模の社会的・経済的な混乱を招く状況となる。その偽幣事件は、首都警察庁の手荒な捜査手法によって、同件の全貌が明らかとなる。

その偽幣事件は、共産勢力の信頼性に疑問を投げ掛け、当時の極左勢力に決定的な打撃を与える要因と作用する。軍政側と警察側は、その偽幣事件を最大限に活用し、左派勢力を除去するための格好の材

料として利用した。すなわち警察側は、以南における著名な左派指導者を始めとする左派の中核幹部の大々的な検挙に乗り出した。更に軍政側は、従来の共産党への宥和政策から後退し、左翼諸派を徹底的に牽制・弾圧する政策へと急旋回した。その際に米軍側は、以南の進駐後の、占領方針を具現するとの目的の下で、左翼諸派を抑圧するための効果的な弾圧手段として親日警官の再活用を画策した。従って、軍政側は強力な抑圧手段を確保する際に、従来の親日的な警察官僚を全面的に活用する挙に出ている。そして又軍政側は、当時の混迷する「解放政局」の中で親日警官の再任策を除けば、その他の打開策の模索がほぼ不可能な状況であると判断した。

米軍は、当時の解放政局からその混迷状況の第一次的な原因を左翼諸派に転嫁し、その左派への武力行使こそが問題解決の近道である、と結論付ける。而も軍政体制下での混迷政局の未收拾は、以南における正規軍の不在状況からも影響される。その收拾策の不在下で警察組織のみは、左翼諸派の抑圧のための中核的な執行の手段と化して行く。そこで軍政側は、当時の警察機構を改編するに当って、従来の親日警官を拡大・強化して再活用する人事策を採っている。軍政側のその「再任用」の「政策方針」に沿って、警察組織は全国の自発的な組織である人民委員会等の大衆組織を粉砕して行く。その自発組織を粉砕する過程で、警察機構は糧穀の供出を始めとする集会・言論・罷業等の広範囲の諸領域に亘って武力の行使を行なっている。更に警察組織は、左派による権力掌握の阻止とその排除を並行させ、右派の権力掌握に貢献する政治機能を発揮した。

上の米軍の「占領方針」に照らして見れば、その警察組織による「左派排除」のための最大の業績は、左翼諸派による「九月総罷業」と「一〇月人民抗争」に対する同組織の鎮圧作戦によって、左翼諸派の壊滅化を図る所に求められる。一九四六年の中盤迄に左派は、当時の政治勢力の分布で判断し、自派勢力が圧倒的に優勢である、と分析した。従って、左派は軍政初期の段階では、軍政側との直接対決を回避し、比較的に穏健な政治戦術を採って協力関係を維持する如く努力する。だが極左派による「偽幣事件」以後に極左勢力は彼等自身の活動空間が次第に狭まって来ると、「正当防衛のための逆攻勢」を標榜する戦術の下で、言わば「新戦術」を採択した。それは、極左派が「今迄に美(米)軍政とその庇護下で反動(分子)達のテロに対して只防戦一方となる。今後は

〔中略〕正当防衛の逆攻勢に出て行こう」5)、との政治テーゼ中でも、最も明らかにされている。

極左勢力の採択するその「新戦術」は、①今迄の協調、合作路線を進歩的に転換する。②極東から中国共産党と日本共産党と連携し、反米運動を積極化する。③北朝鮮の如く改革を実施するのを要求する。④米軍政の政策を批判的に暴露し、積極攻勢への闘争を展開する。⑤政権を軍政側から人民委員会へ渡せる闘争を展開する。⑥犠牲を覚悟して闘争する、との内容となっている6)。その「新戦術」を展開する極左勢力の政治闘争は、一九四六年の「九月総罷業」とそれに次ぐ「一〇月人民抗争」の形で鮮烈に現われる。だが極左派が「新戦術」を試みるのは、軍政側が警察組織を戦闘警察体制に改編し、本格的に左翼諸派の打倒に総ての力を傾ける時と重なる。上述の左派打倒の方針に従って、警察機構は大規模の警察力と右派青年団を「九月総罷業」と「一〇月人民抗争」の現場に投入し、武力を用いて徹底的に極左派の武装蜂起の鎮圧に乗り出している。

#### 4.2 「九月総罷業」と抑圧機構との相関関係

以上を念頭に置き、その「九月総罷業」を調べて見れば、概ね以下の通りとなる。軍政側は、従来の日本人財産の没収を実施した。その財産管理者を選定する際軍政側の「親日官僚」の任命は、労働者の反発を招く。すなわち労働者側は、軍政側の任命する親日を出自とする管理者に対抗して徹底的な闘争を展開した。その理由は、労働者側が従来の日本人所有の企業体を接收し、その経営を試みる自分達への攻撃として受け止めたためである。軍政側は、労働者の反対闘争を抑圧するために、武装警察や米憲兵等を使つての鎮圧に乗り出した。当時の「全評」の場合、それを跳ね退ける程の力量は持っている状況であった。その後労働者の反対闘争は、「全評」の力が衰退すると共に多くの困難に遭遇する。何故かと言えば、反革命勢力である「大韓労総」7)が警察組織と右翼の青年テロ集団及び軍政側の庇護下で、労働者側への攻勢を強化したためである。

米軍が以南に占領して来る間に生起する最も重要な労働者による抵抗闘争は、上述の「九月総罷業」である。その総罷業の際に、労働者側は賃金上げの要求、解雇反対、減員反対、軍政側の任命する管理者に対する受け入れの拒否等を、その「九月総罷業」の理由として取り上げる。それ以前の労働争議の件数を見れば、六月に七件、七月に一一件、八月に二

五件ともなっている8)。上記の労働争議の件数が次第に増加の趨勢を辿っている間に、その総罷業は発生している。その労働争議は、当時の高インフレと高い失業率等への生活改善を求めるものであった。従って、総罷業はその労働者の生活条件の改善要求を反映する政治行動である。今一つの総罷業の発端は、軍政側が革命勢力を弾圧するための占領方針を実現する努力を倍加させる所に起因する。その方針具現の一環として警察組織は、八月一六日に「全評」のソウル本部を襲撃している9)。軍政側は、九月六日に共産党の指導者である、朴憲永、李康国、李朱河等の逮捕令を発表した。その翌日に朝鮮人民報、現代日報、中央新聞等の、三つの左派系の新聞を布告令違反を理由に廃刊に追い込んでいる10)。

「全評」は、工場管理者、警察組織、米軍等が労働組合に対して抑圧攻勢を強めて来ると、その軍政側の左翼諸派の「排除方針」に対抗するために、当時迄の軍政側への協力的な態度を根本的に転換し、「暴力的」な労働運動を実践するための「新戦術」を発表した。その「新戦術」は、軍政側に政治権力の人民委員会への委譲を要求すると同時に、米帝国主義と親米勢力・反革命勢力に対する暴力的な反撃攻勢を強調する。「九月総罷業」は労働運動のみでなく、一般民衆の革命運動にも一大の転換を齎している。何故かと言えば、総罷業の結果「全評は衰退の道を辿る傍ら、大韓労総の成長を招き、結局「一〇月抗争」を呼び起こす導火線となるのである。

九月二三日に以南における最大の港口都市である釜山にて約八千名の鉄道労働者がソウルの労働者と同じ条件を掲げて罷業に突入すると共に、「九月総罷業」は始まっている。その翌日にソウル地域の約一万五千名の鉄道労働者は、釜山労働者に同調して総罷業に突入し、以南全域に「罷業は、灰々の如く拡散する」11)事態へと発展した。その同日に鉄道労働者は、「更なる良い生活のための闘争委員会」を結成した。それと同時に労働者は、当時「以北の民主労働法と同様の内容の労働法の即刻制定」等々を要求した。更に労総側は、その条件を軍政側が履行する迄に罷業を継続する意思を明確に示している。その後、鉄道労働組合の一八支部の全組合員の約四万 명이罷業に参加するや、鉄路輸送が全面的に麻痺する事態へと進展した。その際に米軍防諜隊(CIC)は、「米の事情のために人民は、鉄道労働者に全面的に共感する」12)状況であると警告した。

その後の数日の間に、電信及び通信、電気、火薬、

印刷工、運送、紡織、海運等々の全ての主要産業の労働者が罷業に参加して総罷業は、益々大規模に拡散して行く。例えば、それはソウルのみでも二九五の工場で罷業が発生し、労働者の約三万名と学生約一万六千名が加わっている。その当時大部分の労働者は、「全評」の政治的な後援下で総罷業に動員されている13)。「九月総罷業」は、以南全域に波及して全ての工場稼働を中止に追い込み、運送及び通信手段が完全に麻痺する混乱状況を引き起こしている。上述の如く、一般民衆や学生達の多くも総罷業に参加する中で、大部分の新聞は政治面を活用して労働者を支持した。だが、軍政側が労働者に対して残虐な鎮圧手法を用いて弾圧に乗り出すと秩序を守って展開する罷業は、それに強く反発する形で暴力闘争へと変質した。軍政側は、過去と同様以北の共産主義者が罷業の首謀者であると非難している。

九月二五日に、L. ラーチ(L. Learch)軍政長官は、ラディオの特別談話を通して罷業が非合法的なものである。従って、総罷業への参加者を全員拘束する、と宣言した。その軍政側の占領方針に沿って、九月二六日にソウルの警察組織は、全ての各区域の罷業本部を徹底的に攻撃した。それと同時に、「全評」を支持する組合の幹部と罷業労働者の検挙に乗り出している。その翌日にも警察組織は、以南全域における罷業労働者への徹底的な弾圧と共に、全ての工場閉鎖と都市部での大量の検挙旋風を巻き起こした。軍政側が総罷業を最も暴力的に鎮圧すると共に、組合組織の幹部と組合員の大量殺傷や拘束によって、「全評」組織は、全体的に弱体化される結果を招く。その反面に、軍政側の庇護下で罷業の破壊者として活躍する反革命的な大韓労総の組織が強化される。その大韓労総の急成長の背景には、右派の「青年テロ集団」の助力等も強く作用している14)。

上述の如く極左派の主導による民衆蜂起に対してその武力鎮圧が可能となるのは、警察組織の作戦に米軍の戦術部隊が全面的に協力して攻勢に出たためである。当時警察組織は、既に組織体制の完備の状況であった。更に同組織は、使用武器の面も全てが整っている。従って、その鎮圧が可能となる程の抑圧機構である。警察組織は、民衆蜂起を鎮圧する一方、南朝鮮労働党を始めとする朝鮮民族青年団、「全評」15)、「民戦」16)、「全農」17)等々の左派の外郭団体を犯罪集団であると規定した。その後に警察機構は、左翼諸派の幹部全員に対する逮捕令を発令する等、左派の排除方針を徹底的に進行させた。その

警察組織による、左翼諸派に対する抑圧政策の結果、左翼諸派はそれ以降の権力掌握のための権力闘争の政治戦線から先ず脱落して行く。その後の政治競争は、中間左派を含む右翼諸派の間の権力闘争として、その競争範囲が縮小されて来るのである。

警察組織は、下〔民衆側〕からの自発組織である人民委員会の破壊にも徹底的に取り込んだ。それは当時の民族的な諸課題である幾つかの一般民衆からの要求内容と正反対の措置となる。更に警察組織は軍政側の占領方針の具現を保証する直接的な強制手段として機能した。上述の如く警察組織は、抑圧道具と化する変身によって一般民衆から成る攻撃対象の第一次的な標的となる。その抵抗運動の一連の象徴的な事件は、「南原事件」18)及び「一〇月抗争」を挙げられる。先ず「一〇月抗争」の場合、地方の人民委員会と一般民衆の直接的な攻撃の対象は、親日警官と軍政内の韓国〔朝鮮〕人の官吏及び保守・右派系の人物等となっている。当時一般民衆の強い暴力的な抵抗によって、一時警察力のみでは収拾が困難な状況へと陥って行く。その際に軍政側は、警察機構の有する暴力的な武力手段を活用する目的で、その親日警官の早期復帰を図るのである。

その「一〇月抗争」とは、当時点での親日官僚に対する攻撃及び抵抗規模として最も大きな示威行動である。一九四六年一〇月一日に大邱人民委員会と大邱市の共産党の攻勢的な政治指導に従って一般市民は食糧配給を要求する示威運動を敢行した。その示威運動に罷業労働者が加わるや、軍政側はその鎮圧のために素早く武装警察の動員へと姿勢の転換を図っている。その軍政側の強硬姿勢は、全国的な民衆抗争へと繋がる発端となる。その後政治状況が悪化する道を進むと、警官の発砲によって示威群衆の一人が死亡する最悪の事態へと発展した。その突発的な事態に触発される形で、大邱市民の罷業と食糧配給を要求する示威運動は、益々その過激さを増す挙げ句の果てに、親日警官に対する暴力闘争へと転換した。更にその示威行動は、警察署の襲撃、武器庫の破壊・武器の奪取、留置場の開放、警官及びその家族へのテロ・虐殺行為へと拡大して行く。

その混乱状況に直面すると、軍政当局は大邱地域に戒厳令を宣布した。その上、軍政側は米軍と中央の警察力を動員し、左派の管理下に置かれている警察署等の奪還を図っている。その如く一般民衆による親日警官や、その警察組織への抵抗闘争は、慶尚北道の各地域及び釜山市の近隣地域に拡散される。

更にその反対闘争は、一〇月二〇日頃には北緯三八度線の周辺地域、全羅南北道、忠清南北道から全国的な規模へと拡散して行く。すなわち、「一〇・一大邱事件」を契機に、全国的な規模に拡散する示威行動と暴力沙汰は、各警察署と地方の行政機関を標的とする状況へと発展している。その結果、同月二五日迄に七五名の警官が死亡し、約二〇〇～三〇〇名が失踪する最悪の暴力事態へと転化した 19)。その際に、米国人の死亡者は皆無である。その事実は、その事件の原因が従来から一般民衆を抑圧し続ける親日警官の存続方針に在る点を如実に露呈している。

軍政側は、警察組織、青年テロ団、米軍の戦術部隊を利用して「一〇月抗争」を残酷な方法を用いて鎮圧した。更に解放後に米国側の占領方針に沿って組織的に再整備された警察組織は、上述の右派青年団及び軍政側と連携して武力行使を担当する弾圧主体となる。「親日経歴」の弱点を有する彼等は、或る地域では憤る農民への強力な鎮圧が困難な状況に遭遇する。その際に軍政側は、機関銃と戦車で武装した米軍を配置する挙に出ている。一九四六年の九月総罷業と「一〇月闘争」の際に警察組織が反共的な青年団体との緊密な関係の維持を、明確に確認するのが可能な状況となる。軍政側は、蜂起鎮圧の際に李承晩の率いる「大韓独立促成青年連盟」の助力が最も有効であると語っている。尚軍政側は、「全ての騒擾地域での警察機構を支援するために、右派の青年団体の会員で構成される義用警察の使用は、最も有効な手段であった」 20)と記録している。

従って、軍政側は民衆蜂起を鎮圧する際に、主に警察組織と義用警察等に依存した。軍政側は先ず道所属の警官を派遣し、更なる鎮圧隊が必要である、と判断する場合に、ソウル市所属の警官か又は米軍の戦術部隊を送り込んだ。米軍側は、警察組織が示威群衆に対して驚く程の残酷な暴力行為で以って報復する点に驚く。それと共に軍政側は、「混乱の渦中における警察組織による極めて残酷な暴力行為の発生」 21)を認めている。米軍の戦術部隊による鎮圧行為も警察組織の残酷さに劣らずに、極めて非道な行為となっている。その際に軍政側は相変わらず、「一〇月抗争」を共産主義者の煽動が原因である、と説明している。軍政側の説明に拠れば、「一〇月抗争」は以北側から朴憲永への命令と、その外に間諜等を通して「以北が直接に関与するものである」 22)と主張した。その根拠と言え、警察組織と右派系の発行する新聞記事上で得る不明確な情報である。

「一〇月抗争」の原因は、最初の一年の間における米軍政の支配体制下で探し求められる。先ずそれは、日本帝国からの「民族解放」直後に、一般民衆及び国内外の政治指導者による「親日派」の追放・処罰要求への軽視である。更に又彼等は、民族的な課題である「土地改革」を実施すると共に、最終的に自主的な独立政府の樹立政策を望んだ点である。だが軍政側は彼等の要求を全く無視し、「人共」と人民委員会等を弾圧する傍ら、先ず追放する筈の「親日派」を軍政官吏と警官として再雇用した。更に軍政側は、「土地改革」を延期し、日本の帝国時代の供出制度を復元させる 23)。すなわち軍政側は、一九四五年秋に既に廃止済みの筈である「米の供出制度」を警察組織を楯に回復させ、同組織は強力な組織と暴力的な力を通じて米供出制の主要な執行者となる。軍政側の米供出制の復活方針は、小作人に不利であって、地主には非常に有利な制度となっている。

警察組織による米供出の執行過程は、不正の温床となると共に、その供出は腐敗で塗り潰される状況を招く。米軍政弁護士のB. サラファン(B.Sarafan)は、「米軍政が米問題の処理を誤った結果、韓国〔朝鮮〕人は、既に米軍政側へと全面的に不信する状況である」 24)、と論評した。米の供出制度に対する農民達の不満、その状況下で特に組織的な腐敗と共に、勝手且つ残酷な警察組織の米供出の取り立て方法に対する農民達の不満等々は、「一〇月抗争」の主要な要因となる。その民族課題の実現とは全く逆方向の軍政側の占領方針は、「秋期蜂起」の重要な原因ともなる。更に米供出の取り立ては、総督府の管轄から警察組織の担当へと履行が進み、警察組織が総督府の行政業務を遂行する中で、同組織が一般民衆からの主な攻撃の対象となる。その警察機構への憎悪の度合はと言え、或る病院では負傷の警官に対する治療をも拒否する程であった 25)と言われる。

#### 4.3 警察機構の理念性向とその政治機能

上述の如く、自主的な統一政府の樹立を望む左翼諸派は、最初の段階から軍政側と対決を望む政治姿勢ではなく、比較的に穏健な態度を堅持するのも事実である。片方の軍政側も、最初の時点で左翼諸派を全面的に排除する政治姿勢ではなく、左派には一定の宥和的な態度を採っている。その両者の政治姿勢は、解放直後の人民委員会の解体問題や解放政局の主導権をめぐる政治闘争の中で全面的な敵対関係へと転化する。その際に軍政側は、右派の韓民

党や李承晩一派と友好関係を結び、左翼諸派との政治闘争の過程で左派の排除を画策した。更に「九月総罷業」と「一〇月人民闘争」の政治闘争の過程で、両者の関係は修復が不能な全面対決に化して行く。その熾烈な権力闘争の過程で、警察機構は韓民党や李承晩一派へ積極的に極力し、左派と政権争奪戦を繰り広げる権力闘争の過程で最終的に右派の勝利に最も貢献する政治機能を発揮するのである。

当時の警察機構は、軍政期に韓国〔朝鮮〕社会の代表的な既述の四つの政治諸派の中で、李承晩一派と韓民党との緊密な政治的な提携と相互の政治利益を共有し合う同盟関係を結んでいる。その警察機構・李承晩一派・韓民党等々の三者間の緊密な提携関係は、警察機構が有する内在的な諸問題—例えば、「親日派」の追放—とも関わっている。警察機構は、軍政側による左翼諸派の排除、との「占領方針」に沿って解放直後の革命的な政治状況の拡散を防止するための防波堤に努める政治機能を遂行する。その点で見れば、軍政側は最初の段階から左翼諸派と葛藤する対立関係の政治状況に遭遇した。その反面に軍政側は、右派のみと協力関係が維持可能な状況となる。そこで、警察組織は何故に右派、その中でも韓民党・李承晩一派なのか。更に又彼等との密接な提携・同盟関係が如何に可能となるのか、に関する分析が重要となる。次にそれを見て置こう。

まずそれは、当時の警察機構における高位の職責を占める人々の相当数が韓民党の出自である、との事実である。警察機構の中の最高職の警務部長の趙炳玉や首都警察庁長の張澤相等々は、韓民党を出自とする右派の中核的な存在である。すなわち、右派人士やその「親日官僚」は軍政側によって任用されて来る人物であって、当時の警察幹部の多くは韓民党の出自とする人物が占めている。その親日警官の募集等は、軍政側の全面的な支援を取り付ける形で、而も趙炳玉・張澤相の両者の主導で牛耳られる状況となる(26)。その経緯とも相俟って、解放後の最初段階から韓民党と近い人々が警察機構へと大挙に進出可能となる。その上親日警官の理念的な性向は、概ね韓民党の「反共路線」と同様の政治路線となる。従って、当時警察機構の中央集権的な特性から成る政治機能は、右派の張澤相と趙炳玉を中核とする政治意図に沿って全面的に図られるのである。

今一つの政治機能は、その時点で警察機構の幹部達の八〇%に達する親日警官の、彼等自身のための生存闘争とも関係する。その彼等を多く抱える警察

機構は、先ず軍政側と組んで彼等自身が警察組織を主導する位相を獲得する。その後には、政治闘争と右派への助力等々を通して自派の生存を画策した。更に彼等は、「解放政局」の混乱する政治状況の中で再復活を遂げる際の正当性の根拠を、左翼諸派による革命状況を打破する政治行動に探し求める。だが、その政治諸派の中で極右派の「臨政」は、親日官僚が自派を正当化する画策を全く否認し、彼等を「民族反逆者」と規定して強力に批判した。その「臨政」の親日警官への徹底的な批判は、警察組織と「臨政」組織との関係を悪化させる決定的な要因の一つとなる。更に又将来の「臨政」による権力掌握は、彼等の親日警官にとって警察組織の存続自体を脅かせる最も脅威な状況として映って来るのである。

以上の以南状況を念頭に置き、次に以北状況に若干干触れると、概ね以下の如くなる。先ず従来の治安担当者の以外に新たな警官を充員する際に、以南と比べて明白な相違点が見られる。当時の以北では「親日派」への処罰及び追放が早期に済んでいる。その結果、以南でのその警察組織の高位職や中間幹部を充員する時に、以北から逃れて来る親日官僚が同組織に多く採用される事態も生起する。その他に同組織の中に以南へと逃れる右翼青年と青年団の構成員等も大挙に参加した。特に以北の場合、ソヴェト側は総督府の行政権を人民委員会に接收させている。その際に、高位行政・司法官僚層と警官、憲兵等々は、以前の職場から追い出される結末を迎える。更に又彼等の全員は、過去の親日行為への責任をも追及され、その公職追放と共に処罰の対象にもなる。その事実は、以南の親日官僚の「再任用」、との人事状況とは全く対照的な対応策となっている。

当時の親日警官の多くは、日本帝国の支配体制の下で、その抑圧機能に積極的に協力した結果、その代価に権力者としての君臨を獲得して来ている者達である。更に親日警官は、彼等自身の職責・職務に便乗して国内外の独立運動家を弾圧した「民族反逆者」の経歴をも持っている。従って、彼等こそ日本帝国の手先になると共に、第一線に立って一般民衆の日常生活を逼迫し続けた「親日派」の典型的な象徴なのである。その上彼等は、警察技術官僚として或る程度の能力を有する者達でもある(27)。それにも拘わらず、軍政当局による親日警官に対する対処法は、以北の解決方式と全く異なる反面に、彼等に対する追放でなく逆に新たな残存の道を与える処理内容である。すなわち軍政側は、解放直後の「冷戦

体制」の下で「反共理念」を利用し、「親日派」の公職追放ではなく、新たな愛国者として振る舞える政治的な再復活の場を提供するのである。

米軍の公式的な記録は、九月一六日に韓民党を創党する作業も、軍政側の要求によって成立している点(28)を示唆する。実際に韓民党の創党大会は、米軍憲兵の庇護下で開かれている。韓民党は大地主、富裕な事業家、西洋で教育を受けている知識人、「親日官僚」と積極的な親米主義者で構成される。日本帝国下の大地主と企業人の場合、植民地に協力して自分達の位相を維持する。その親日官僚は、日本帝国による搾取・抑圧に直接的に協力した者達である。従って、親日官僚は自派集団を処罰し、財産没収を企てる左派勢力等に対抗して自派集団を庇護する勢力を探し求めた。その一環として「親米の道」を選択する。韓民党の政綱と綱領は、世界平和と民族文化の増進、労働大衆の生活の向上、又土地体系の合理的な再組織化、との如く曖昧且つ一般的な理念を用いている。その点は、韓民党が大地主、親日官僚で構成されるとの論理的な帰結なのである。

軍政側は韓民党の創党に助力し、同党の指導者の多くを、軍政内の行政官僚として再任した後も不安を抱える状況となる。既述の如く、軍政側の同盟者でもある保守的な国内の右派は、過去の「親日の経歴」を有する、との理由で、大衆的な支持の獲得が出来ず、活気の有る政治機構もその組織化が殆ど出来ずにいたためである。事実「民族解放」後、「政治的な正当性の最も重要な評価基準は、日本帝国下の個人経歴」(29)なのである。従って、軍政側は外的には民族主義的な色彩を帯びると共に、内的に軍政側を助ける人物を探して奔走する状況となる。当時の軍政側は、それに当て嵌まる人物が存在すれば、官僚組織の最も高位職に抜擢する計画を持っていたのも事実である。事実、軍政側は、「李承晩政権に権力を委譲する迄に、米国側が作り上げる官僚組織に対して正当性を与えられる程の信頼可能な政治指導者を捜し求める人選作業を続けるのである。

更に韓民党の場合、彼等の「親日経歴」は、当時の警察組織とも深層心理的な面で共有可能な部分を多く持っている。韓民党员の中に積極的な親日行為を行なわずとも、日本帝国の体制下での彼等の社会的な地位、財産、事業等を維持するために、一定の体制協力を行なった人々も確かに存在する。従って、日本帝国の官僚を出自とする警察幹部から見れば、韓民党は自派集団の将来をも保証可能な政治勢力・

組織に映って来る。韓民党も、武力を有する警察機構こそ自派の政治路線へと同調すれば、「権力獲得」をも容易となる、と判断した。それを政治背景にし、その両者の間に相互利益の共有関係が成立する。李承晩も自分への支持勢力の脆弱化を補完する目的で警察組織の力量等を評価し、警察組織との協力関係を図って接近した。その政治姿勢は、警察組織と李承晩及び韓民党との三者間の依存関係を作り上げる最も重要な一要因として作用する(30)。

以上を整理すれば、解放直後に親日を出自とする行政官僚は、直ちに公職追放でなく、逆に警察組織に再任され、その復活劇を演ずる。彼等「親日派」は、一般民衆から成る熾烈な批判と暴力的な攻撃の標的にもなる。更に親日警官は、強制力を行使する治安主体として、過去の警察業務に関する経験を最大限に活用する。尚彼等は、特に右派勢力との友好関係を結んで行く。その上彼等は、当時の国家権力を掌握する政治過程の中で右派勢力に全面協力し、革命勢力の変革闘争に対する暴力的な制圧行為に積極的に加担した。その結果、警察組織は右派勢力の権力獲得の過程に多大に貢献すると政治機能を遂行する政治道具と化する。更に又警察機構は、右派の韓民党と李承晩一派との政治組織的な利益共有を基盤とする共存的な三者間の協力関係で結束した。それは、究極的に以南における「親米・反共・保守」的な政権の樹立へと繋がって行くのである。

#### 4.4 警察機構の政治機能と単独政府の樹立

軍政側による、左翼諸派を排除する動きの中で、国家権力をめぐる熾烈な政治闘争は、結局李承晩一派と韓民党が政治権力の掌握に成功する。その最も重要な要因は、李承晩一派が唱える以南における単独政府の樹立過程に警察組織が究極的な政治機能を強力に発揮する所に求められる。すなわち警察機構は右派と李承晩一派の唱える単独政府の樹立のために、その構想への反対勢力である左派の鎮圧に乗り出した。その警察機構の暴力単独を伴う弾圧行為は、結局単独政府の樹立のための選挙過程で右派の政権獲得＝勝利に決定的な政治機能として作用した。その際に米ソ共同委員会における、米ソの主導する韓国〔朝鮮〕の政府樹立をめぐる両国間の意見衝突によってそれが決裂する政治状況になると、米国は単独政府の樹立を決定した。更に米国は韓国〔朝鮮〕の自主的な統一政府の樹立問題を国際連合――以下、国連と略記する――へと上程〔移管〕する。



一九四八年二月二六日に、国連側は以南における「単独政府の樹立」のための「単独選挙」の実施を決定した<sup>31)</sup>。国連による以南のみでの単独選挙を実施する決定に対する国内の政治諸派の反応は、概ね以下の如く二つの形で現れている。先ず極右派の「臨政」及び金九の場合、米ソ両国の軍隊が駐屯する政治状況下での自由選挙の実施は非常に困難であると主張した。更に彼等は、以北を除く以南地域のみでの「単独選挙」の実施に対して徹底的に抵抗した。その上彼等は、単独選挙の実施が自主的且つ統一的な政府の樹立の成立を困難に陥れると主張した。それと共に彼等は、国連による決議を強力に批判している。すなわち彼等は単独選挙の実施に対して強く反対を表明するのである<sup>32)</sup>。結論を先に言えば、一九四八年五月一〇日に行なわれる以南のみでの単独選挙は、李承晩の率いる大韓独立促成会及び右派系の韓民党とその追従者等が中心となって行なわれる。

当時中国での亡命政府である「臨政」を率いる極右派の金九等を始めとし、中間右派の金奎植や極左派の朴憲永等々は、単独選挙に不参加を表明した。その理由は、自主的な独立国家を望む彼等の政治諸派にとって見れば、一般民衆ではなく、軍政側と米国・国連が主導する単独選挙の実施は、その正当性に欠けるとの認識が在るためである。又その単独選挙は、以南・以北の地理的な分断と米国への隷属を具体化するために、単独選挙の実施を拒否する、との点である。だが、李承晩一派と親日経歴を有する右翼諸派は、自派勢力の生存を掛けて単独選挙に参加した。すなわち彼等はその単独選挙を実施する過程で右派の多数派を獲得する政治工作を画策した。その上右派は、当時の警察組織の協力を得て自派と李承晩一派の国家権力の掌握に尽力した。すなわち彼等は、その政治思惑のために単独選挙の実施を全面支持し、それに積極的に加担するのである。

米軍政側及び国連韓国〔朝鮮〕臨時委員団—以下、「国臨委」と略記する—の管理下における単独選挙の実施で、「親米・保守・右派」政権の樹立を追求する政治勢力が勝利を収めるのは、言わば「想定範囲内」の事柄なのである。従って、その単独選挙の直前に如何なる政派の勝利かは論点ではなく、果して自由な選挙の実施が可能なのか否かが焦点として浮上する。同年二月二八日に「国臨委」は、「我々は、接近可能な地域〔以南〕での単独選挙〔過程〕を監視する予定である（〔〕内は引用者）」<sup>33)</sup>。その単独選挙は、直接投票の「適齢者の秘密選挙を基礎とし、言

論・出版・集会の自由等、民主的な諸権利を認定・尊重する自由な雰囲気の下で実施される点を事前に確認する」<sup>33)</sup>との決議案を採択した。そのことは、単独選挙の実施を目前に控える中で、当時の社会情勢が自由且つ民主主義的な雰囲気ではなく、不自由な状況に置かれる、との逆説を物語っている。

すなわち、同日から五月一〇日迄の間に次の単独選挙の実施に向けての「自由且つ民主主義的な雰囲気」は、少なくとも以南の場合、その不在状況が続くのである。その傍ら、穏健右派と極左派等々の政治勢力は、その単独選挙への不参加を表明する政治声明を出し、単独選挙の実施に対する反対意思を明確にした。その一方で極左派は、単独選挙の実施への熾烈な反対運動の実行計画を立てて過激な政治闘争を展開する。それに対して、軍政側は警察組織と右翼青年団等を動員して非常に過激な左派弾圧と並行して熾烈な左派排除の工作を行なっている。当時全国の選挙委員会は、事実上「李承晩を支持する右翼団体で構成」されている。その選挙委員会の一五名の委員の中の一二名は、右派の韓民党と李承晩一派の率いる政治団体に所属する人物である。従って、当時「国臨委」の一部の委員側の、「その事実を最も憂慮する」<sup>34)</sup>との発言記録も存在している。

その点に関して、米国の政治学者であるL. グッドリッチ(L.M. Goodrich)の見解等に依れば、「国臨委」は「韓国〔朝鮮〕の政治指導者との協議の結果、〔選挙委員の〕大部分が、当時点で自由且つ民主主義的な雰囲気の下で選挙が保障されている、との確信を殆ど持たずに（〔〕内は引用者）」、その単独選挙に臨んでいる<sup>35)</sup>との主張も展開されている。そこで問題の本質とは、右派勢力とその追従者による、「如何なる代価を払って」でも、以南での単独選挙を実施する、との政治的な画策に潜んでいる。そこには、「国臨委」と軍政側の主導の下での単独選挙を実施する際に武力を用いてでも政権を獲得する、と決め込む右派の政治的な思惑が見え隠れする。その後方には右派と密接な関係を有する警察組織や李承晩一派と右翼青年団の選挙工作が存在する。従って、単独選挙から成る政権獲得は、右派勢力と警察組織の合作によって得られた政治同盟の産物なのである。

その際に、首都警察庁長である張澤相は、三月二二日に、米外交官との面談の席で、今後の単独選挙を実施する際に、諸般の状況から鑑みてその単独選挙への参加率が非常に低くなる筈である、と予想している。そこで張澤相は、有権者集団の、その単独

選挙への参加率を上げる如く画策する場合に、「警察組織の介入」が絶対に必要である、との点を強調している。更に又警務局長の趙炳玉も、四月二日のラジオ演説で、以下の如く示唆している。すなわち趙炳玉は、警察組織が単独「選挙で重要な役割〔政治機能〕を遂行する筈である」36)、と語っている。その際の趙炳玉や張澤相の両者は、単独選挙を実施する時に警察機構による選挙介入を強調する点で、その軌を一つにしている。而もそれは、単独選挙の実施時の管理上の業務ではなく、警察機構の「重要な」役割、すなわち抑圧機構〔警察組織〕を用いての「不法選挙の企て」を如実に露呈している。

その他に軍政側は、同月二一日にその殆どが民間人等で構成・組織される約一〇〇万名の郷土保衛団一以下、郷保団と略記する一を動員する如く指示している。次いで軍政側は、警察機構に対して郷保団を動員する際にその〔準司法〕権限を賦与するとの声明を出している。その郷保団を構成する大部分は、右翼青年を中核とするテロ集団から選ばれている者達である 37)。その混迷する状況の下で、「国臨委」は、単独選挙の期間中にその選挙に関連する法令の適用及び法令執行を担っている。その際に軍政側は、警察組織の重要な政治機能を認定した。それと同時に、「国臨委」と軍政側は、親日警官の政治的な基本姿勢と右翼青年団体の政治行動に細心の注意を払っている。一方で、その左派を中核とする政治集団は想像を絶する選挙実施への反対運動を展開した。他方で軍政側は「単独選挙」への積極的な参加に関する大規模の宣伝活動を展開する。

一九四八年三月七日に、J. ホッジ中将は、「単独選挙」に対する熾烈な反対運動に関する憂慮すべき混乱な事態について、概ね以下の如く述べている。すなわち同中将は、その単独「選挙の中断を目論む共産主義者の熾烈な暴動、中道派の反対、そして極右派陣営の不参加や、〔中略〕選挙の有意義な結果に対する希望の不在による一般民衆の冷淡さが蔓延している。〔中略〕〔従って、単独選挙の〕展望は非常に不透明である」38)、との内容を本国政府に報告している。その如く、同中将からの報告内容に対する返答として、米國務省は以下の如く通達している。すなわち國務省は、現地（ソウル）の軍政側に対して以南のみにおける単独選挙を実施する際に、「実質的な一般大衆から成る選挙に対する参加の減少」を防ぐために、「力強い宣伝活動」を展開する如く命令する 39)。従って、軍政側は一般民衆の多くが選挙

に参加する如く広報活動に力を入れるのである。

さて、彼等の極右派は米ソ両軍の撤収後の選挙実施を主張し、中間右派の金奎植と共に、金九は以北の金日成と対面して「南北協商運動」を展開した。だが彼等両者の政治運動は、米ソ両国による「冷戦体制・冷戦構造」下で、全く成果が得られず、単独政府の樹立のための単独選挙の実施に帰結される。従って、彼等の極右派・中間右派による、「民族と歴史に義務を遂行する」と生き込む政治的な努力は水泡の如く消えて行く。金九と金奎植との両者は、以南の単独選挙に不参加を表明し、権力掌握のための政治闘争から退く形となる。それに対して、左翼諸派は罷業や示威運動等の非合法的な政治闘争と暴力的な武装闘争を並行させ、熾烈な単独選挙への反対運動を展開した。更に彼等は、単独政府の樹立等に対する熾烈な反対運動をも展開する。その左翼諸派の暴力的な反対闘争の具体的な表現とは、「二・七暴動」と「四・三済州抗争」40)なのである。

その後、以南のみでの単独選挙の実施が明白になって来ると、左派勢力はその単独選挙と、単独政府の樹立への全面阻止に総尽力した。左派勢力は、その単独選挙を妨害する目的で、「二・七救国闘争」と呼ばれる暴力的な示威運動を画策した。その「二・七暴動」は、最初の段階では電気・通信・交通部門等々における総罷業の形で始まっている。その後、その暴力的な破壊運動の展開状況は、右派的な人物・軍政官吏及び警官等に対する暴力沙汰・テロ行為へと発展した。その闘争は単独選挙に対する徹底的な反対運動を展開すると共に、単独政府の樹立に対する更なる過激な大規模の反対闘争へと変わって行く。その如く、一種の内乱的な性格を反映する「四・三済州抗争」も、飽く迄も「単独選挙の実施」を固守し、それを一方的に推し進める米国及び「国臨委」の以南からの即時撤収と単独選挙の実施に対する放棄を要求する強力な政治表現なのである。

#### 4.5 「五・一〇総選挙」と警察機構の機能

上述の「四・三済州抗争」は、当時の済州道における全人民の四分の一に達する人々が参加する大々的な民衆蜂起へと拡散している。その左翼諸派の反対闘争を国防警備隊の協力の下で暴力的に鎮圧するのは警察組織である。そして左翼諸派からの多くの選挙妨害を跳ね退け、最終的に単独選挙の実施を可能にさせ、単独選挙における右派勢力に有利な政治的な画策や暴力的な政治機能を発揮するのも警察組

織なのである。警察機構は、その単独選挙への反対闘争を武力で以って鎮圧する傍ら、「五・一〇」選挙の実施過程で積極的に介入した。その選挙過程への介入方法は、後述の如く違法事項を伴っての不正行為である。その警察組織による選挙への介入の結果は、以南における李承晩・韓民党等による国家権力の掌握に決定的に寄与する形で現れている。その単独選挙の際に、軍政側は非常警備総司令部を設置し、投票のための選挙体制への転換を図っている。

だが、その単独選挙を実施する時点における警官の総人数は、三万五千名程度となっている。その人数のみでは、当時三万八千箇所を超える選挙事務所の管理は、到底に不可能な状況となる<sup>41)</sup>。従って、警察組織は単独選挙を円滑に管理するための補助機構として「郷保団」の結成を手掛けている。その補助機構の詳細等に関する分析はさて置き、その郷保団も警察機構の全面的な支援体制の下で積極的に政治機能を発揮する。そこで郷保団は、単独選挙を進行させる所に多大に貢献した。すなわち、警察機構は郷保団等を動員し、直接選挙時の投票内容の操作等にも積極的に加担した。更に又警察組織は、急先鋒に立って選挙登録を強要する。その際に警察当局は、その登録拒否者に対して謀略・脅迫・暴力・検挙等の手段を通して一般民衆を強制的に動員した。そのみならず、警察機構は、強制投票、代理投票、大量投票、選挙時間の延長等々を画策する。

その上警察当局は、その単独選挙を実施する過程で不正行為やその操作作業にも深く関与した。その結果、「五・一〇選挙」は警察組織による選挙操作と、それを通して右派勢力及び警察機構と李承晩一派との三者が共有する権力を獲得した。それに因んで、その三者の利益共有は彼等の政治目標である政権を獲得するための暴力的な選挙結果の産物である、との批判を導き出す根拠となっている。先ずその不正選挙の手法として警察当局は、その単独選挙を実施する前に有権者を選挙名簿に登録する過程から不正行為を行なった。「国臨委」は、その警察組織による選挙を実施する際の不正行為に対して、「①米穀配給通帳を発給する地方の行政事務室で登録を実施させている点、②米穀配給通帳の発給を没収する、と脅迫して強制登録させている点、③警察当局と青年団体が選挙登録を勧誘する行為は一種の強制に見做される点」<sup>42)</sup>等々に関する不満を吐露している。

一九四八年四月末頃に以南地域で発行されている幾つかの新聞は、「約五〇〇名に達する有権者を対象

とする世論調査から九一%の人々が選挙登録の強要を受けた、との調査回答を得ている事実を暴露した。そこで四月二八日に「国臨委」の委員側は、「自由な雰囲気」の下における選挙の実施が可能なのか否か、との問題の提起を行なっている。そこで興味深い点は、その選挙政局と関わる委員長の見解と、その他の委員側の見解に相違点が存在するとの事実である。例えば、当時の委員長であるY. マギー(Y. Mughir)は、現在の以南の場合、「警察国家」の状態に置かれているのみでなく、その単独選挙の実施に対する支持派が、警察組織と緊密な協力関係を結んでいる。更に彼等の両者は地方当局を調整して完全に選挙を牛耳っている」、との結論を導き出している。その上同委員長は、「以南全域の場合自由選挙の実施のための雰囲気は不在」<sup>43)</sup>である、と批判している。

その後の同年「五月一〇日」には、総有権者の約七五%に該当する約七百万名が有権者として実際の投票に参加する状況となっている。その単独選挙に対する米国側の論評は、単独選挙の実施状況を自国の占領方針と絡めて肯定的に捉える立場からの内容となっている。すなわちその論評内容は、「五・一〇選挙」を実施した結果、それが「民主主義の大勝利であって、〔それは又〕共産主義に対する拒否の意思表示でもある」との説明となっている。それに対して、「国臨委」委員のC. ミッセル(C. Mitchell)は、行く所々に警察組織と右派青年団とによる選挙弾圧と有権者に対して脅迫する数多くの証拠発見が可能である<sup>44)</sup>と主張している。そこには、軍政側と外在的な政治勢力の選挙介入と、左翼諸派・内在的な勢力との選挙に対する歪曲行為が示唆されている。その後同選挙委員は、選挙の過程で多くの違法と不正行為の存在を以下の如く指摘している。

すなわちC. ミッセル委員は、次の如く当時の様々な諸事例を取り上げて説明している。先ず彼は、「我々は、投票所の内と外で郷保団の会員の存在を発見している」と主張した。その事例は、単独選挙と直接的に無関係な筈の郷保団の介入等を示唆する。更に彼は、「〔中略〕彼等〔郷保団の構成員〕は投票者の自由を制限している模様である(〔〕内は引用者)」と説明している。その事例は、選挙上の権限を持ち得ぬ筈の郷保団の越権行為を示唆する。そして同委員は、「或る投票所の中には、警官が投票所の中に居座っている」との事例も見受けられる。更に又「青年団体の会員も投票所の内外に制服を着て立っている」事例も発見されている。その上「或る投票

所では〔投票の〕秘密が欠如している」45)、との指摘を行なっている。上述の如く、三つの諸事例は違法な者による選挙監視や、有権者の秘密投票の権利を侵害する、との点を克明に示唆している。

「五・一〇選挙」の際に、左翼諸派の場合、選挙過程及びその投票行為自体への参加が阻止される政治状況の中で実施されている。更に金九・金奎植の両者の各々が率いる中間右派・極右派の政治勢力も、その以南の単独選挙の実施過程への不参加を表明する中で強行する選挙となる。その不安定な政治情勢の下で、軍政側は以南のみの単独選挙を実施した。従って、単独選挙は李承晩一派と韓民党が国家権力を握る絶好の機会を与える選挙の場と化する。その点で言えば、警察組織は右派の韓民党や李承晩一派の政治的な思惑に沿って政治機能を発揮している。言い換えれば、「親米・反共・保守」政権を樹立する点で言えば、「五・一〇総選挙」を成功裏に実施させる選挙結果となるのも警察組織による功績となる。すなわち、その警察組織による選挙への直接介入は、李承晩や右派の韓民党との権力掌握の政治過程に「決定的な政治機能」として作用するのである。

上述の如く、解放直後に再編される以南における警察機構の主な機能は、行政的な性格を帯びる政治的な機構である。軍政側が従来の警察機構を再建し、親日警官を再任用するとの主な理由は、「人共」と人民委員会をソヴェト・共産主義勢力と見做し、それに対抗するためである。言い換えれば、高度の中央集権化される組織を中核とする政治機能と広範囲に拡張される行政機構の組織的な機能を有する警察機構は、軍政側が「共産勢力に対する防波堤〔砦〕」を構築するとの占領目標を達成するための重要な武力手段となる。その結果警察機構は、解放直後の混乱する解放政局の下で政治的に機能し、李承晩一派・右派政権の樹立過程に深く関与する。従って、「以南地域の警察組織は、只犯罪人を逮捕し、犯罪の予防や摘発する事のみでなく、実際に以南全体の政治構造と行政体系の構築及びその管理に最も深く関与している」46)との見解は、全く妥当である。

以上を整理すれば、「民族解放」直後の混乱する「解放政局」の渦中で、警察機構は米軍の占領方針に便乗し、自派組織の中に数多くの親日的な人物を迎え入れる。更に又それを基盤とし、警察機構は当時の「解放政局」を主導する左翼諸派への徹底的な弾圧に乗り出している。その結果警察機構は、最終的に左派の主導する自治組織――「人民委員会」と「治安

隊」――の破壊に成功する。そこには、軍政側の全面的な後衛支援を受けると共に、右派の韓民党と李承晩一派との政治結託によって、旧警察機構の存続意義が明確となる点が示されている。その後に警察組織は、韓民党や李承晩一派等の三者が同盟し、最終的に「親米・右派・保守」政権の樹立に貢献する。その警察組織は、解放直後の混乱状況に便乗し、右派との政治結託と「反共理念」を利用する。その結果上記の三者は、利益共有の関係を創出し、右派政権を創出するための政治機能を遂行するのである。

## 注

- 1) 金 旺植、前掲論文 九九頁を参照。
- 2) B. Cumings, *op. cit.*, p. 275.
- 3) *Ibid.*, pp. 290-292.
- 4) 『韓国警察史Ⅱ』 一〇一四～一〇一五頁。その政策に対応する形で、軍政側は、警察機構に対して集会の開催に関する承認権を始めとする新聞の発行や、パンフレット等々に対する「承認権」をも与えている。安 鎮、「美軍政警察ノ形成過程ト性格ニ関スル考察」二一九頁。
- 5) 金 南植、『南労党研究Ⅰ』（ソウル：図書出版ドルベゲ社 一九八四年）二三五～二三六頁。
- 6) 朴 一源、『南労党ノ組織ト戦術』（ソウル：図書出版世界〔復刊〕一九八四年）三一～三二頁。
- 7) 大韓独立促成全国労働総連盟―大韓労総―は、共産党の影響下に置かれている「全評」による共産主義指向や「人共」の樹立の提唱、国際的な「信託統治」の構想への支持を唱える左派に反発する形で右派勢力を中心に、一九四六年三月一〇日にソウルで結成されている。同年九月に「全評」の主導する「九月総罷業」を契機に、総罷業阻止のために暴力的な実力行動を行使した。一〇月一日に総罷業は沈静化し、一〇月七日の鉄道組合の運航再開に伴って、「全評」の弱体化が進むと大韓労総は、以南の主要都市を掌握する運びとなる。一九四八年八月一五日に大韓民国の政府樹立に伴って「全評」が非合法化されると、大韓労総は、唯一のナショナルセンターとして認められると共に、「反共組織」としての性格を強めて行く。
- 8) 朝鮮銀行 一九四八年、vol.1 二〇八～二〇九頁。
- 9) USAMGIK. "G-2Weekly Summary", no. 498. 11-18, 1949.
- 10) USAMGIK. no. 56, 1946. 9. 29-10. 6.

- 1 11) USAMGIK, no. 56. 22-29 Sept. 1946.
- 12) B. Cumings, *op. cit.*, p. 379. 呂運亨は、九月三日の記者会見で「総罷業は、軍政側の食糧及びインフレ政策の失敗に原因が存在する、と主張している。『独立新報』、一九四四六年一〇月四日付。
- 13) B. Cumings, *op. cit.*, pp. 353-354.
- 14) 大韓民族青年団—「民青」—は、極右団体を除くその他の勢力、特に「全評」に対するテロを行なっているものの、警察組織は彼等に免責特権を与えている。だが、彼等民青によるテロ活動は、非常に残虐的である、との批判に直面する。その結果、米軍政長官は一九四七年四月二二日に、「民青」等に対して「解散命令」を下している。
- 15) 朝鮮労働組合全国評議会＝「全評」の結成大会は、一九四五年一月五・六日両日に開かれ、全国四〇地域から一一九四分會、約五〇万人の組合員を代表する代議員五〇五名が参加している。すなわち、全国各地の全組合組織を統一機構に統合する目的で会合し、その結果生まれる組織が「全評」なのである。「全評」の宣言文は、「民族解放」以後、全国各地の都市部で数、多くの労働組合が組織され民衆闘争に展開されているので、諸々の労働組合運動を、全国的な規模、行動統一の下に如何に組織して指導するべきか、と自問し、それは「全評」の任務となる、と自答している。「九月総罷業」の際に、「全評」は、「飢餓とテロ行為の戦慄の谷から全韓国〔朝鮮〕民族を救出し、〔中略〕以南における四方の鉄道労働者を先頭に、死生存亡の一大民族闘争を開始する」との「九月総罷業闘争宣言書」を発表している。
- 16) 民主主義民族戦線＝「民戦」は、一九四六年一月一五日に右翼諸派を除く左翼諸派の結集による結成大会によって組織されている。その「民戦」の内外情勢報告書は、先ず英国側と米国側との資本を中心とする「帝国主義諸勢力」の蠢動にも触れている。更に同報告書は、その問題に関する対処を明確に要望している。それと同時に、世界を全体的な視点から眺めれば、「民主主義的な発展」が急速に進行している。その政治過程の中に、植民地における「民族解放運動」も重要な一つの流れである、と同報告書には分析されている。
- 17) 全国農民組合総連盟＝「全農」は、一九四五年一二月八日に全国各地の農民組合の代表者がソウルで会合して議論を行なった後に結成されている。「全農」に関する資料は、以北の八四を含む二三九個の地方の農民組合が、その代表者の合計五四五名を、同会議に出席させたと記している。その資料〔印 貞植(外)編、『朝鮮農村問題辞典』(ソウル：図書出版新学社 一九四八年)二〇八頁〕に拠れば、「全農」は、全国一三道の各々に道連盟、市・郡に一八八の支部、面単位に一七四五支部を置き、組合員は約三三〇万名に達している。「全農」の一般行動綱領には、現在「親日派」の所有となっている土地を没収する事、その没収土地の貧農への無償分配、小作料の三・七制と金納化、農業労働者の最低賃金制保障の確立等々が提示されている。
- 18) 「南原事件」とは、当時の人民委員会と警察組織間の衝突を指している。「南原事件」は、比較的早期の段階で人民委員会が自発的に組織されると共に、行政機関の郡庁等が人民委員会に接収される全北地域に対して警察機構を配置する事から始まっている。その人民委員会と警察組織との間の武力的な衝突は、人民委員会が長く存続する地方で衝突が最も過激となる。その「南原事件」と深く絡んでいる左翼諸派は、軍政側と一般民衆との衝突の原因が、軍政側と右派勢力が親日分子を育成する所に存在すると主張し、軍政側に対しては日本帝国の残滓勢力の処罰・追放を強力に要請するのである。
- 19) B. Cumings, *op. cit.*, p. 379.
- 20) HUSAFIK, vol. 2, pt. 2, p. 9.
- 21) HUSAFIK, *Ibid.*, p. 23; B. Cumings, *op. cit.*, pp. 365. 370. 一般民衆は、「一〇月抗争」を通して、軍政支配に対する最も強力な不満を表明し、軍政側による政治・経済政策から成る失敗の焦点を当ててその原因と責任を追及する。だが軍政側は、その一般民衆からの批判や不満等には全く向き合わずに、逆に「一〇月抗争」に対して残虐な方法で弾圧する方針を採っている。その結果、人民委員会と自発組織〔治安隊〕は、完全に破壊される傍ら、右派の政治・社会諸団体や、親日出自の者達が牛耳る警察組織が各道の権力を握る政治状況となるのである。
- 22) B. Cumings, *Ibid.*, p. 372.
- 23) see, *Gazette*, 1945-1946 vol. 1.
- 24) R. Lauterbach, *op. cit.*, p. 220. 当時、警察組織による人民委員会へ残虐な弾圧と軍政側の米穀政策が招く大混乱と共に、米の供出は農民を秋期

蜂起に加担させる重要な刺激剤となる。従って、米の供出に重要な役割を担当している警察組織と軍政側の率いる「新韓公社」は、農民による頻繁な武力攻撃を受ける政治状況となる。

25) HUSAFIK, *op. cit.*, p. 23. 軍政側の農業担当官は、日本帝国の体制下でも行なわなかった「麦の供出」を実施する際の警察組織による「無慈悲な取り立て方法」が、「秋期蜂起」を触発させる「基本的な要因(B. Cumings, *op. cit.*, p. 378)」である、と語っている。言い換えれば、一般民衆が「秋期蜂起」を敢行する基本的な原因は、食糧不足、軍政側の主導下で、悪名高い総督府官僚を再任用した点や、軍政側に対する一般民衆からの信頼獲得の失敗、基本的な自由を抑圧する軍政側の抑圧政策等々が挙げられる。その一方で、「秋期蜂起」の直接的な原因は、警察組織による罷業への参加者及び示威運動への加担者に対する残忍且つ無慈悲な殺傷行為と共に、当時数多くの農民達に更なる飢餓状態へと追い込んだ麦の供出策に存在するのである。

26) See, USAFIK, 1945-1948. "A History of the Department of the Police" in Record Group 332. XXIV Cops Historical File.

27) M. Sandusky, *America's Parallel Alexandria* (Va. Old Dominion Press, 1983), p. 299.

28) HUSAMGIK, 1946, pt. 2, ch. 1, p. 6. 金性洙や張沢相の如く、韓民党を創党した後同党の中核的な政治指導者となっている人物の多くは、宋鎮禹が J. ホッジ中將との秘密会談を行なった後に、韓民党の組織作業に参加・交流している。それと関連して、その後の韓民党の中心的な人物となる趙炳玉は、「韓民党がソウルの『人共』と全国各地に組織されている人民委員会の強力な反対に遭遇したので、韓民党の唯一の希望は直ぐに到着する筈の米国人に掛かっている (趙炳玉、『私の回顧録』(義訓閣、一九五六年)一四五～一四六頁)」と陳述している。

29) B. Cumings, *op. cit.*, p. 80.

30) 当時の李承晩について、張澤相は以下の如く評価している。「李承晩博士は帰国後に民族陣営人士等や警察への態度が根本的に違っている。政治感覚も違って警察に対して最も好意的であって、実際にその親近感も示している。」張 炳慧、『蒼浪張澤相一代記：常緑ノ自由魂』(慶山：嶺南大学校博物館 一九七三年) 八四～八五頁。

31) see, United Nations, The Report of the UN

temporary Commission on Korea (A/575), First Part, vols1, General Assembly, Third Session (New York, 1948).

32) Soon-Sung, Cho, *op. cit.*, p. 194.

33) U. N. 1948, pt, 1, vol. 1, p. 28.

34) see, U. S. State Department, . 944-47.

Department of State Bulletin. vols. 11-20 (Washington, D. C. GPO).

35) L. Goodrich, *Korea: A Study of U. S. Policy in the United Nations* (New York: Concil on Foreign Relations, 1956), p. 44.

36) Kim, Jinwung, *American Policy and Korea Independence: An Appraisal of American Military Occupation Policy in South Korea, 1945-1948*. Ph. D. Dissertation (History, Brigham Young University, 1983), p. 243.

37) *Summation*, 1948, no. 32, p. 182. Choy, Bong-Youn, *Korea: A History* (Tokyo: Charles E. Tuttle, co, 1971), pp. 229-230.

38) *FRUS*, 1948, vol. 6, p. 1157.

39) *Ibid.*, p. 1171.

40) 「四・三濟州抗争」を研究する J. メリール (J. Merrill) は、濟州道抗争を左右両派間に生起する内戦の典型である (J. Merrill, *Internal Warfare in Korea, 1948-1950: The Local Setting of the Korea War*. Ph. D. Dissertation. Political Science, University of Delaware) と主張している。その点で言えば、濟州抗争は韓国動乱・朝鮮戦争の起源となるとし、最も重要な歴史的事件として取り扱っている。だが、ソ連の支持を受ける左派勢力と米国の支持を受ける右派勢力との間の葛藤関係に焦点を当てている彼の「冷戦論的な接近方法」は、濟州抗争が有する階級闘争と民族抗争の本質を説明する点に失敗している。すなわち、J. メリールは、国内の左右両派の理念的な差が存在する、との点を強調している。その際に彼は、以南を占領する外部勢力であると共に軍政の支配者である米国の存在と、その機能の側面における重要な政治的な役割を軽視している。

41) 金 旺植、前掲論文 一一頁。

42) U. N., 1948, pt, 1, vol. 1, p. 43; *Summation*, 1948, no. 31, p. 164.

43) L. Gordenker, "The United Nations, the United States Occupation and the 1948 Election in Korea." *Political Science Quarterly*. vol. 73,

no. 3 (Sept.), p. 446. 上述の如く辛辣な批判の存在にも拘わらず、「国臨委」の親米的な委員は「以南には自由な〔選挙〕雰囲気が存在する（〔〕内は引用者）」との主張を繰り返した。その上米軍司令官は、上述の委員長の見解と相違なる正反対の主張を行なった。すなわち同司令官は、自由な雰囲気の中で、「五月一〇日に単独選挙の実施宣言を行なった選挙過程を監視する (U. N., 1948, pt. 1, vol. 1, pp. 37-44)」との決議を表明するのである。

44) C. C. Mitchel, Korea: Second Failure in Asia (Washington, D. C., : Public Affairs Institute, 1951), p. 25. 「国臨委」は、投票者登録における不正行為に対して、「①米穀配給通帳を発給する地方行政の事務室での登録実施の事実が存在する点、②一般民衆に米穀通帳を没収する、との威嚇の下で、強制的に登録させる事実が存在する点、警察組織と右翼青年団体の登録を勧誘するのは一種の強制に値する点 (U. N., 1948, pt. 1, vol. 1, p. 43)」を不満事項として取り上げている。一九四八年四月末頃に以南地域の幾つかの新聞は、「約五〇〇名に対する面接調査で、九一%が選挙登録を強要されている (Summation, 1948, no. 31:164)」との事実を暴露している。

45) *FRUS*, 1948, vol. 6, p. 1196. そして又選挙当日に多くの青年団の構成員と警官は、投票者の自宅等を訪問し、投票行為を終えたのか否かの有無を確認して回っている。金九の場合、その単独選挙に関しては、以下の如く論評している。すなわち金九は、「選挙は、〔中略〕自由な雰囲気で行なわれたのではなく、恐ろしい政治状況の下で実施された」と説明している。更に彼は、「国民は警察官と郷保団の威圧的な態度の下での〔選挙の〕登録作業と投票行為をも強要された」と主張するのである。Choy, Bong-Youn, *op. cit.*, p. 243; *Summation*, 1948, no. 32, p. 236.

46) see, M. Sandusky, *op. cit.*, p. 299; D. Mark, "Ain Survey of South Korea." Office of the U. S. Political Advisor, Seoul. (Nov. 24). U. S. War Department, RG 319, State Department File (Korea), 1947.

## 5 結論—評価と今後の課題—

本稿は、解放後の従来の警察機構に関する政治的な機能を考察する中で、以下の如く幾つかの知見が得られている。先ず同機構は、当時の韓国〔朝鮮〕社会における政治権力の「空隙状態」を埋める際に政治機能を発揮する点である。その際に警察機構は、「民族解放後」の熾烈な権力闘争が展開される状況の中で同機構が如何なる政派に政治権力を握らせるのかとの、その政治闘争と権力獲得の政治過程で政治的な機能を遺憾なく発揮する。而も米軍政の支配期の中に、警察機構は、当時国内における如何なる政治諸組織とも比較するのが不可能な程の膨大な規模の組織に拡大し、又同機構は武力〔装備を含む〕手段を整える抑圧機構として成長している。更に又人的な面から見れば、警察機構の高位職が、右派の韓民党一派の人物で占められ、右派系の政治路線を取り入れると共に、協力関係を形成して政権獲得を成し遂げる点を、本稿は明らかにしている。

その政治路線は、右翼諸派の生存を担保する戦略と関係する。特に韓民党の多くは、日本帝国の体制下で彼等の右翼諸派の、当時の社会的な地位、財産等を守るために植民権力に寄生し、その支配体制に積極的に協力した「親日経歴」を持っている。その結果として、親日警官は韓民党こそが、自分達の立場と安全を保障するのが可能な政派であると判断するに至るのである。韓民党も、警察組織こそが、自派の政治路線への協力と庇護が可能となると見做し、警察組織に友好的な政治機能の発揮を期待する戦術を採っている。言い換えれば、韓民党は自派勢力が権力を掌握する際に、警察機構との緊密な協力関係が圧倒的に有利である、と判断するのである。本稿では、韓民党と警察機構との両者の間には、その政治的な思惑が一致し、共存的な協力関係が形成されて来ると、その右派中心の政権樹立をも誕生させる迄に至っている、との知見が得られている。

その上、以南地域における一般民衆の革命運動が軍政側の徹底的な介入とその支持戦略によって破壊される政治過程を、本稿は明らかにしている。その際に本稿は、「農地改革」を含む革命運動を通して経済的な平等の達成を試みる一般民衆の政治行動にも焦点を当てている。そしてそれに対抗する軍政側と李承晩政権の反革命政策、労働者と農民が開始する革命運動、そして国内外の反革命勢力の弾圧に一般民衆の武力闘争を描いている。その際に、中央の民

族解放運動が失敗に帰するのは、地方の「革命運動」に如何なる影響を与えるのか。李承晩一派の追求する右派的な利益は一体何なのか、等を綿密に検討している。それと同時に、一般民衆は如何に武装闘争を行なったのか。更に又軍政側と以南の親米・保守的な右派勢力が、一般民衆の変革運動に対して如何なる弾圧機構を用いて残虐な形での制圧を行なったのかとの点を、本稿は克明に描き出している。

上述の問題提起と絡めて言えば、李承晩が警察機構の暴力的な力量を評価し、自派組織との連帯を模索する。その上彼等の政治姿勢は、警察組織と自派勢力との緊密関係の一因となる点を、本稿は明らかにしている。すなわち、警察組織はその強制力を総動員し、李承晩一派の権力掌握の過程に決定的に貢献する、との警察機構の政治的な機能の面が本稿では浮き彫りになっている。更に警察機構は、「反共・保守・右派」政権の樹立のために左翼諸派の革命闘争を制圧する。それと共に、同組織は国家権力の掌握のための政治闘争の際に右派を全的に支援する。同組織は単独選挙の過程で積極的に介入し、右派が権力を掌握する過程に最も政治機能を遂行する点も、本稿で明らかになっている。そこで警察機構の政治位相は、現代韓国を形成する上で李承晩一派と右派の権力掌握に決定的な政治機能を遂行する政治主体である、との評価が可能となると考えられる。

結論的に言えば、先ず①以南に反共体制の砦を構築するとの、米国の占領目標は、民族の自主と究極的に統一国家の樹立、民主化のための「革命政府」の樹立を目論む一般民衆と衝突し、最初の段階から両者が真正面から対決する政治状況を作り出した。更に又②軍政側は、従来親日官僚を再活用すると共に、右派の韓民党の創党及びその後の進展を全面支援し、以南を保守的な右派陣営と革命的な左派陣営に両分させている。その上③米軍占領は、「反共理念」を導入し、以南・以北の一国家・二体制の分断国家の成立とその深化に貢献する結果となる。その軍政側は、過去の親日派を親米派に蘇えらせ、以南における「親米・反共・保守」政権の樹立過程に甚大に貢献している。最後に確認して置く点は、本文中で若干言及した「国防警備隊」に関してである。上述の警察機構と同様に、武力の行使が可能な国防警備隊に関する分析は、今後の課題となる。

(原稿受理年月日 2013年12月6日)